

平成 25 年度
税制改正要望の概要
(案)

平成 24 年 9 月 6 日
内閣官房・内閣府

○内閣官房

1. 地域活性化の推進

●稼働中の産業遺産を世界遺産登録推薦する場合の非課税措置の創設〔新設〕

＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税

概要

民間企業が保有する現役稼働の資産のうち、貴重な価値を有するものについては、世界遺産登録を通じて将来世代への伝承等を進めることが重要であるが、世界遺産への登録が登録された資産の活用には一定の制約を与えることを踏まえれば、文化財保護法による保全を行う場合と同様に、地方税の非課税措置を講じることが必要である。

※文化財保護法に基づき重要文化財及び国指定史跡に指定された資産（家屋もしくはその敷地）については、固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の非課税措置が講じられている。

要望内容

稼働中の産業遺産で世界遺産の構成資産として登録されたものについて、文化財保護法以外の法律に基づく保全を行う場合も、固定資産税及び都市計画税の非課税措置を講じる。

●都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設を有する建築物に対する課税の特例措置の創設〔新設〕

＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税

概要

大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携によるエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。

要望内容

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される都市再生安全確保施設について、以下の課税の特例措置を講じる。

- ・対象施設の固定資産税・都市計画税の課税標準控除（課税標準 1/2 控除、5 年）
（対象施設）防災用備蓄倉庫スペース

<国土交通省と共同要望>

2. 新型インフルエンザ等対策の推進

●新型インフルエンザ等対策特別措置法の成立に伴う非課税措置の創設〔新設〕

- <税目>（国 税）消費税、所得税
（地方税）地方消費税、個人住民税

概要

本年5月に公布した新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に向け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種に係る健康被害給付及び医療関係者に対する損害補償について、他の類似法と同様の税制上の措置が受けられるよう措置する。

要望内容

（1）消費税法施行令の改正

① 特定接種に係る健康被害給付（医療費）に対する非課税

特定接種に伴う健康被害給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税を非課税とするもの（予防接種法等に基づく予防接種に伴う健康被害に対する健康被害給付と同様。）。

② 医療関係者に対する損害補償としての療養給付に対する非課税

都道府県知事の要請に従い医療等を実施した者が、そのため疾病にかかる等した場合の療養給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税を非課税とするもの（同様の危機管理法（災害対策基本法、国民保護法）においても同様の非課税措置あり。）。

（2）所得税法施行令の改正

特定接種に係る健康被害給付（障害年金）に対する少額預金の利子所得等の非課税

特定接種に伴う健康被害給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得等を非課税とするもの（予防接種法等に基づく予防接種に伴う健康被害に対する健康被害給付と同様。）。

<厚生労働省と共同要望>

3. 郵政改革の推進

- 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設〔新設〕

＜税目＞（国 税）消費税
（地方税）地方消費税

概要及び要望内容

関連銀行等となる金融二社が、銀行代理業者・生命保険募集人である日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とすることにより、金融二社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る。

- 日本郵便株式会社が所有する一部の固有資産に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長〔延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税

概要及び要望内容

日本郵便株式会社が所有する日本郵政公社が行う出資に係る土地、建物及び償却資産のうち日本郵便株式会社法に規定する業務の用に供するものに係る固定資産税及び都市計画税の課税標準をその価格の2分の1の額とする軽減措置を継続することにより、郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持並びに郵便局ネットワークの水準の維持を図る。

- 過疎地における営業所の住民税・事業税等の非課税措置の創設〔新設〕

＜税目＞（地方税）法人住民税、事業税、地方法人特別税

概要及び要望内容

郵便局ネットワークを通じた郵便及び金融のユニバーサルサービスを提供する日本郵便株式会社の営業所のうち、過疎地に係る営業所に係る住民税、事業税及び地方法人特別税の非課税措置を講じることにより、郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持並びに郵便局ネットワークの水準の維持を図る。

● 日本郵便株式会社に対する事業所税の非課税範囲の拡充〔拡充〕

＜税目＞（地方税）事業所税

概要及び要望内容

日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設に係る事業所税の非課税措置の範囲について、日本郵便株式会社法第4条第1項第2号及び第4号についても非課税措置の対象とすることにより、郵便及び金融のユニバーサルサービスの維持並びに郵便局ネットワークの水準の維持を図る。

＜以上、総務省と共同要望＞

4. 電子政府の推進

● 電子政府推進税制の終了〔廃止〕

＜税目＞ 登録免許税、所得税（国税）

概要及び要望内容

行政手続におけるオンライン利用の促進を図るために設けられた、登録免許税及び所得税（国税）に関する税制上の措置を終了する。

- ・登録免許税：不動産登記、商業登記におけるオンライン申請時の登録免許税の軽減
- ・所得税（国税）：所得税の確定申告において、オンラインで申請した場合の所得税額控除

（理由）

「新たな情報通信技術戦略」（平成22年5月11日IT戦略本部決定）において、行政サービスのオンライン利用については費用対効果の観点が重視され、「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日IT戦略本部決定）においては、国全体のオンライン利用率の数値目標は設定されなくなり、本税制について「平成24年度まで講ずる」とされた。

以上のことから、本税制を延長しない。

○内閣府

1. 民間資金等活用事業（P F I）の推進

●公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の軽減措置の創設

<税目>（国 税）登録免許税

概要

平成 23 年の P F I 法(※)改正により、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営及び維持管理等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業を実施する権利として、公共施設等運営権が創設された。

改正 P F I 法上、公共施設等運営権は、物権とみなされ、その設定やこれに対する抵当権の設定については、内閣府に置かれる公共施設等運営権登録簿に登録することとされており、その登録に当たっては、登録免許税が課税されることとなるが、公共施設等運営権を活用した事業の円滑な施行、事業者負担の軽減のため、当該登録免許税の軽減措置を新設する。

(※)民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

要望内容

公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税を軽減する。

<国土交通省と共同要望>

●P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金制度の創設

<税目>（国 税）法人税

概要

P F I 事業が実施される公共施設等のうち、一定期間ごとに大規模修繕が必要となるものについては、P F I 事業者が将来における大規模修繕に備えるため、一定期間準備金を積み立てる必要があるが、現行税制においては、そのような準備金の損金算入が認められていない。

P F I 事業者の準備金積立を促進し、P F I 事業による公共施設等の適切な維持管理を確保するため、P F I 事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を新設する。

要望内容

一定期間ごとに大規模修繕が行われる公共施設等について、PFI事業を実施する民間事業者による大規模修繕に備えた準備金の損金算入を可能とする特例措置を設ける。

<国土交通省と共同要望>

2. 地域活性化の推進

●国際戦略総合特区に係る課税の特例措置の拡充〔拡充〕

<税目>（国 税）法人税、登録免許税

概要

国際戦略総合特区の指定自治体からの提案を踏まえ、地域の要望の実現のため、次のとおり税制改正要望を行うこととする。

- ・企業による研究開発コスト低減と研究開発拠点の集積等を図るため、開発研究用資産に関する特例措置を創設する。
- ・イノベーションの実践やユーザーニーズの反映等を促進し、研究開発投資の効率を高めるため、試験研究費のみに限定されている研究開発税制の対象費用に、研究開発の成果の展示に係る設備投資に係る費用を追加する。
- ・総合特区の目標に沿った拠点形成を推進するため、特区内の進出事業者に対する優遇措置（登録免許税の免除）を創設する。

要望内容

○開発研究用資産に係る特別償却制度等の創設

開発研究用減価償却資産について、減価償却に係る特別償却制度と、研究開発税制の税額控除割合引き上げのいずれかを選択適用できる制度を創設する。

○研究開発促進税制の対象追加

現行の研究開発促進税制の対象は、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用とされているところ、その対象に試験研究の展示に係る設備投資の減価償却費を追加する。

○登録免許税の免除

認定地方公共団体の指定を受けた法人が、特区内の土地の上に新築した家屋、又はその敷地として取得した土地に係る登録免許税を免除する。

<内閣官房と共同要望>

●地域活性化総合特区における特例措置の拡充〔拡充〕

＜税目＞（国 税）法人税、登録免許税

概要

地域活性化総合特区の指定自治体からの提案を踏まえ、地域の要望の実現のため、次のとおり税制改正要望を行うこととする。

- ・総合特区における民間事業者の取組みを促進するため、地域活性化総合特区にも、国際戦略総合特区において適用されている法人税に係る①投資税額控除又は②特別償却（事業者の判断により、①、②のいずれか1つの選択制）の特例措置を適用する。
- ・総合特区の目標に沿った拠点形成を推進するため、特区内の進出事業者に対する優遇措置（登録免許税の免除）を創設する。（国際戦略総合特区に関する要望と同様の措置）

要望内容

○投資税額控除又は特別償却制度の適用

特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業を行うために設備等（以下に掲げるものに限る。）を取得等してその事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物等については25%）の特別償却又は15%（建物等については、8%）の税額控除のいずれかの選択適用ができる特例措置を適用できる。ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとする。

＜対象とする設備等＞

- ・認定地域活性化総合特別区域計画に定められた事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物
- ・取得価額が次の設備等の区分に応じ、次の金額以上であるもの
機械、装置：2,000万円以上
建物、附属設備、構築物：1億円以上

○登録免許税の免除

認定地方公共団体の指定を受けた法人が、特区内の土地の上に新築した家屋、又はその敷地として取得した土地に係る登録免許税を免除する。（国際戦略総合特区に関する要望と同様の措置）

〈内閣官房と共同要望〉

●地域活性化総合特区の所得税における特例措置の対象事業の追加〔拡充〕

＜税目＞（国 税）所得税

概要

地域活性化総合特区の指定自治体からの提案を踏まえ、総合特別区域法第2条第3項第2号に定める特定地域活性化事業について、地域活性化総合特区の税制優遇措置（所得控除）の対象事業を追加する。

要望内容

地域活性化総合特区の税制優遇措置（所得控除）の対象事業に以下の事業を追加する。

- ・農業資源由来に限定されている再生可能エネルギー源を活用した事業の範囲を拡大し、大規模未利用地を活用した太陽光発電事業など、農業資源に由来しない再生可能エネルギー源を活用した事業
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行に伴い、総合特別区域内で、虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業

〈内閣官房と共同要望〉

●ふるさと投資（地域活性化小口投資）促進税制〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税

（地方税）個人住民税

概要

家計の志をいかした新たな資金の流れを形成し、地域の活性化を図るため、地域再生法に則り内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づき、「日本再生戦略」に掲げる特定分野に係る地域再生事業を行う事業者に対して個人が投資した場合、所得控除等の対象となるよう要望する。

要望内容

地域再生法に則り、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づき、「日本再生戦略」に掲げる①グリーン、②ライフ、③農林漁業分野に係る地域再生事業を行う民間事業者であって、当該地域再生計画を作成した地方公共団体が一定要件に該当するものとして確認を行ったものに対して個人が行う匿名組合投資について、所得控除（寄附金控除）の規定を適用する税制上の特措置を創設する。また、投資に損失が出たときは、その年の株式譲渡益と通算できるものとするとともに、通算しきれなかった損

出について、翌年以降3年間にわたって、繰越控除できるものとする。

〈内閣官房と共同要望〉

3. 防災対策の推進

- 首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の創設〔新設〕

〈税目〉（地方税）固定資産税

概要

首都直下地震、南海トラフ地震に備える防災・減災対策が喫緊の課題となっていることを踏まえ、鉄道施設について、利用者の安全確保に加えて地域住民の安全を確保するための拠点としての役割や隣接する幹線道路を支障しないための耐震対策を実施する。

要望内容

首都直下地震、南海トラフ地震により震度6強以上が想定される地域等において、補助を受けて整備する以下の鉄道施設の耐震対策により取得した鉄道施設につき、固定資産税の課税標準の特例（5年度分2／3）を設ける。

- ・ 1日あたり乗降客1万人以上の駅
- ・ 1日平均断面輸送量が片道概ね1万人以上の線区又は緊急輸送道路等に影響を及ぼす区間の高架橋、橋りょう、地下トンネル

〈国土交通省と共同要望〉

- 都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設を有する建築物に対する課税標準の特例措置の創設〔新設〕（再掲）

〈税目〉（地方税）固定資産税、都市計画税

概要

大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、エリア全体の視点からの官民の連携によるエリアの関係者によるソフト・ハード両面にわたる一体的な防災対策の取組の促進を通じて、大規模地震が発生した場合における甚大な人的・経済的被害等を抑制し、都市機能の維持・継続性の確保を図る。

要望内容

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される都市再生安全確保施設について、以下の課税の特例措置を講じる。

- ・対象施設の固定資産税・都市計画税の課税標準控除（課税標準 1/2 控除、5 年）
（対象施設）防災用備蓄倉庫スペース

<内閣官房、国土交通省と共同要望>

●データセンター地域分散化促進税制の創設〔新設〕

<税目>（国 税）法人税
（地方税）固定資産税

概要

国内のデータセンターは東京圏に集中（約 63%）していることから、首都直下地震の災害時等でも事業を継続し、社会経済の中核機能がマヒしないよう、東京圏を除く地域内のデータセンターに電気通信事業者が設置するサーバー等の電気通信設備について、法人税及び固定資産税の特例措置を適用する。

要望内容

電気通信基盤充実臨時措置法に基づく実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、実施計画に従って取得したサーバー、ルーター、スイッチ及び非常用電源装置について、以下の措置を講じる。

- ・取得価額の 30% の特別償却
- ・取得後 5 年度分の固定資産税の課税標準を 1 / 2 に圧縮

<総務省と共同要望>

●住宅の耐震改修等のリフォームをした場合の特例措置の拡充等〔拡充・延長・縮減〕

<税目>（国 税）所得税（投資型）
（地方税）固定資産税

概要

既存住宅について一定の①耐震改修、②バリアフリー改修、③省エネ改修の要件を満たす改修を行った場合、当該住宅に係る所得税、固定資産税の特例措置を講じる。

要望内容

【国税（所得税（投資型））】

- ・省エネ改修、バリアフリー改修の適用期限の2年間延長
- ・省エネ改修の対象工事の拡充
- ・申請手続の運用の改善（証明書の発行主体の追加、様式の見直し等）
- ・工事費要件の見直し（省エネ改修、バリアフリー改修の対象となる工事費要件を30万円超から50万円超とする。）

【地方税（固定資産税）】

- ・耐震改修に係る特例の拡充（工事翌年から3年間、税額の1/2を軽減する。）
- ・省エネ改修、バリアフリー改修の適用期限の3年間延長
- ・申請手続の運用の改善（証明書の発行主体の追加、様式の見直し等）
- ・工事費要件の見直し（対象となる工事費要件を30万円以上から50万円超とする。）

<国土交通省、経済産業省、環境省と共同要望>

●災害に強い物流効率化施設に係る特例措置の拡充・延長〔拡充・延長〕

<税目>（国 税）所得税、法人税

（所得税）固定資産税、都市計画税

概要

東日本大震災の被災による物流施設の機能低下を踏まえ、物流効率化施設について、災害を受けても被害を軽減し、物流機能の早期回復を図るための防災対策を実施する。併せて、物流の総合化・効率化に向けた取り組みの裾野を広げるため、対象施設の要件緩和を行う。

要望内容

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく認定を受けた特定流通業務施設に係る、所得税・法人税の割増償却制度（5年間10%）、固定資産税・都市計画税の課税標準の特例（5年間1/2等）について、以下の措置を講ずる。

- ・特例措置を2年間延長
- ・対象施設の要件として一定の防災対策の実施を付加
- ・複数事業者の共同事業による場合には対象施設の要件を緩和（拡充）

<国土交通省と共同要望>

●雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長〔延長〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税

概要

近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきていることから、流域内のどこで発生するか予測できにくいゲリラ豪雨による浸水被害の解消を図るため、公共による対策と併せ民間が設置する雨水貯留浸透利用施設の整備を促進する。

要望内容

河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度（５年間１割増償却）について、適用期限（平成２５年３月３１日）を２年間延長する。

＜国土交通省と共同要望＞

●三宅島噴火災害の長期避難指示による被災代替家屋等に係る軽減措置の廃止〔廃止〕

＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

平成１２年から平成１７年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害により滅失し、又は損壊した家屋及び償却資産の所有者が、平成１７年２月１日から平成２５年３月３１日までの間に、当該被災家屋及び償却資産に代わる家屋及び償却資産を取得等した場合、これを取得等した日の属する年の翌年の１月１日を賦課期日とする年度から４年度分の当該家屋及び償却資産に係る固定資産税について課税標準を価格の２分の１の額とする。

要望内容

適用期限の満了に伴い廃止する。

＜国土交通省と共同要望＞

●新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置の廃止〔廃止〕

＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税

概要

新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が、平成１９年７

月 16 日の発災日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に、当該被災家屋を取得等した場合、これを取得等した日の属する年の翌年の 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 4 年度分の当該家屋に係る固定資産税、都市計画税について、従前の家屋の床面積に相当する部分に係る固定資産税、都市計画税の 2 分の 1 を減額する。

要望内容

適用期限の満了に伴い廃止する。

<農林水産省、経済産業省、国土交通省と共同要望>

4. 特定非営利活動の促進

●寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする〔拡充〕

<税目> (国 税) 所得税
(地方税) 個人住民税

概要

平成 23 年度税制改正により寄附税制が拡充されたが、現在の寄附金控除の計算にあたって、寄附金額から 2000 円を控除した額の最大五割が税額控除される仕組みとなっている。しかし、寄附の大宗を占める少額寄附の控除額算出にあたって 2000 円を控除すると税額控除が極めて小さくなり、草の根の寄附を増やすという平成 23 年度税制改正の趣旨が損なわれることとなっている。ただし、適用下限額の 2000 円については、寄附金控除の適用対象とした場合に、税務執行上煩雑となりかねないため、維持することとする。

要望内容

2000 円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって 2000 円の控除が行われることとなっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一部となっていると考えられる。なお、平成 23 年度税制改正において、PST 基準の絶対値基準として「3000 円以上の寄附を 100 人以上集めること」が追加されたところであり、新寄附税制の効果を最大限に発揮するためには、2000 円の控除の撤廃を行う必要がある。

●認定特定非営利活動法人への寄附金控除の年末調整対象化〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税

概要

寄附金控除の年末調整対象化については、平成 23 年度に内閣府より税制改正要望を提出し、税制調査会での議論の結果、平成 24 年度税制改正大綱において検討事項とされ、「(1) 寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から、実施可能であるかどうかの検討を行います。なお、検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。」とされたところ。源泉徴収義務者への負担には十分な配慮をしつつ、給与所得者の利便性を高め、寄附文化の醸成を図るべく、寄附金控除の年末調整対象化を要望する。

要望内容

認定特定非営利活動法人における寄附金控除に係る手続きについて、年末調整の対象とする。

5. 公益活動の促進

●公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡大(PST 要件の撤廃)〔拡充〕

＜税目＞（国 税）所得税

概要

東日本大震災以降、新制度で誕生した公益法人が復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施し、また、市民がそれらの活動を支援する動きが活発化している。これらの法人の重要な活動原資である個人からの寄附を一層行いやすくするため、PST 要件を満たすことが困難な小規模・地域密着型の法人も含めたすべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金について、税額控除の対象とするよう要望する。

要望内容

個人からの公益社団・財団法人への寄附について、いわゆる P S T（パブリックサポートテスト）を満たす法人に対する寄附金のみが税額控除の対象となっている現行制度を改め、すべての公益社団・財団法人に対する個人からの寄附金を所得控除と税額控除の選択適用の対象とする。

●寄附金額が 2000 円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする〔拡充〕

＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

平成 23 年度税制改正により寄附税制が拡充されたが、現在の寄附金控除の計算にあたって、寄附金額から 2000 円を控除した額の最大五割が税額控除される仕組みとなっている。しかし、寄附の大宗を占める少額寄附の控除額算出にあたって 2000 円を控除すると税額控除が極めて小さくなり、草の根の寄附を増やすという平成 23 年度税制改正の趣旨が損なわれることとなっている。ただし、適用下限額の 2000 円については、寄附金控除の適用対象とした場合に、税務執行上煩雑となりかねたため、維持することとする。

要望内容

2000 円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって 2000 円の控除が行われることとなっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一部となっていると考えられる。平成 23 年度税制改正において導入された新寄附税制の効果を最大限に発揮するためには、2000 円の控除の撤廃を行う必要がある。

●特定収入に係る消費税制上の所要の措置〔新設〕

＜税目＞（国 税）消費税

概要

現行、消費税の納付税額は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額（仕入控除税額）を控除して計算することとなっているが、特定収入（寄附金収入等の対価性のない収入）は総収入に占めるその割合に応じて、一部が課税仕入れに充てられるものとみなされて仕入控除税額から控除される。このため、助成金などの不課税仕入れに充てる特定収入であっても、特定収入が増えるほど仕入控除税額からの控除額が多くなる不合理な状態となっている。その結果、特定収入が増えるほど多額の消費税を負担することとなる。不課税仕入れに充てる特定収入については、課税仕入れに充てられるものとみなさないとするすることで、特定収入に係る不合理な取扱いを是正する。

要望内容

消費税の仕入税額控除の特例について、課税仕入れに係る税額の計算上、不課税仕入れ額に相当する特定収入を調整計算の対象に含めないとすることで、不課税取引に係る不合理な消費税額の負担を是正する。

●公益社団・財団法人への寄附金控除の年末調整対象化〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税

概要

寄附金控除の年末調整対象化については、平成 23 年度に内閣府より税制改正要望を提出し、税制調査会での議論の結果、平成 24 年度税制改正大綱において検討事項とされ、「(1) 寄附金控除の年末調整対象化について、源泉徴収義務者の負担や不正行為防止の必要性を踏まえ、引き続き実務的・技術的な観点から、実施可能であるかどうかの検討を行います。なお、検討に当たっては、源泉徴収義務者等の意見を十分に踏まえる必要があります。」とされたところ。源泉徴収義務者への負担には十分な配慮しつつ、給与所得者の利便性を高め、寄附文化の醸成を図るべく、寄附金控除の年末調整対象化を要望する。

要望内容

公益社団・財団法人における寄附金控除に係る手続きについて、年末調整の対象とする。

6. 科学技術の振興

●国立研究開発行政法人への寄付に係る税制措置〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税

概要

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)においては、法人の主要な業務として、高い専門性等を有する研究開発に係る事務・事業を実施し、公益に資する研究開発成果の最大化を重要な政策目的とする法人類型として「研究開発型」が位置付けられた。この「研究開発型」の法人に対しては、世界の第一線と戦う研究開発の特性に応じ、イノベーション創出促進の観点からの自己収入の扱い等の運用について、必要な対応を行うこととされていることから、税制上の所要の措置を講じることを要望する。

なお、「国立研究開発行政法人」とは、同基本方針を踏まえ、5月11日に閣議決定された独立行政法人通則法改正案において、研究開発に係る事務及び事業の最大限の成果を得ることを目的として規定された法人である。

要望内容

国立研究開発行政法人への寄付金について、全額損金算入が認められる「指定寄付金」の取扱いとするなど、税制上の所要の措置を講じる。

<文部科学省と共同要望>

7. 子ども・子育て支援の推進

●子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置〔新設〕

<税目> (国 税) 所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、
地価税その他の関連する税目
(地方税) 個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、
事業所税、都市計画税その他の関連する税目

概要

平成22年1月より、関係閣僚を構成員とする検討会議等を設け、子ども・子育て支援制度に関する議論を進め、平成24年3月に「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3法案を税制抜本改革に関する法案とともに平成24年通常国会に提出した。

3法案については、同年5月より衆議院における審議が開始され、衆議院での審議及び民・自・公の3党による修正協議を経て、認定こども園制度の改善を行うこと等を内容とする法案修正等が行われ、可決のうえ、参議院に送付された。衆議院から送付された法案について、同年8月10日に参議院において可決・成立したところ。

これを受けて、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ「幼保連携型認定こども園」に対する幼稚園・保育所と同等の税制措置、その他の認定こども園の教育・保育機能部分への税制措置、市町村認可事業として位置づけられる小規模保育等への税制措置、子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業等への税制措置のように、子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

要望内容

子ども・子育て関連3法の施行に伴い、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ「幼保連携型認定こども園」に対して幼稚園・保育所と同等の税制措置を講

ずることや新制度上の給付や事業等について必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望する。

<文部科学省、厚生労働省と共同要望>

8. 男女共同参画の推進

●配偶者控除の見直し〔縮小・廃止を含めた見直し〕

<税目> (国 税) 所得税
(地方税) 個人住民税

概要

所得税・個人住民税における配偶者控除の見直し（縮小・廃止を含めた見直し）

要望内容

雇用機会均等・男女共同参画の理念から、働き方の選択に対してできる限り中立的な制度となるよう配偶者控除を見直す。

(理由)

平成 24 年度税制改正大綱（平成 23 年 12 月 10 日閣議決定）において「配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討します。」、社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）において「配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、引き続き検討する。」とされている。

また、第 3 次男女共同参画基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）では、「国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める」こととされている。

こうした指摘を踏まえつつ、配偶者控除の見直しを行う必要がある。

<厚生労働省と共同要望>